

平成27年4月以降

ごみの出し方・分け方

(三豊市詫間町)



- ごみは決められた日の朝8時まで決められた場所に、決められた方法で出しましょう。
- 12月31日～1月3日は収集を行わないため、1月は変更になる場合があります。

収 集 日		主 な 品 目 ・ 品 名		注 意 事 項
毎週 月・木曜日	神田下・神田上・田井・浜田・西野団地 松本・本村中・本村上・天満・須田東 須田西・香田東・香田西・電波・新浜 塩生・高谷・塩生ヶ原・荘内地区全域	燃やせるごみ (可燃ごみ)	生ごみ ティッシュや汚れた紙など 落ち葉・木の枝など 紙おむつ その他 (タバコの吸殻、繊維くずなど)	●必ず「三豊市指定ごみ袋」に入れてください。 ●生ごみは、家庭で十分に水切りをして出してください。 ●紙おむつは、汚物を取り除いてください。
毎週 火・金曜日	松崎地区全域・新的場・池尻・桃山 中郷・的場・蟻の首・雇用促進 マリンガーデン・宮の下・粟島地区全域			三豊市指定ごみ袋
毎週 土曜日	全 域	プラスチック製 容器包装	プラスチック製の容器・包装 (プラスチック製容器、発泡スチロール、 ボトル、チューブ、ポリ袋・ラップ・ フィルム、ペットボトルのキャップ・ ラベルなど)	●中身を使い切って、必ず汚れを取り除いてください。 ●マークが無く区分が不明なものや汚れが取れないものは「燃やせないごみ」として出してください。 ●シャンプー等のポンプ式容器のポンプ部分は「燃やせないごみ」として出してください。
第2土曜日	神田下・神田上・田井・浜田・西野団地 松本・本村中・本村上・天満・須田東 須田西・香田東・香田西・電波・新浜 塩生・高谷・塩生ヶ原・荘内地区全域	紙製 容器包装	紙製の容器・包装 (紙箱・紙缶、紙袋、包装紙、 内側が銀色の紙製容器、 カップ・ふた、台紙など)	●マークが無く区分が不明なものや汚れが取れないものは「燃やせるごみ」として出してください。
第3土曜日	松崎地区全域・新的場・池尻・桃山 中郷・的場・蟻の首・雇用促進 マリンガーデン・宮の下・粟島地区全域			紙袋・紙ひもで縛る 透明または半透明の袋
毎月 第1	月曜日	池尻・桃山・須田東・須田西	燃やせないごみ (不燃ごみ)	●50cm以上のものは「粗大ごみ」です。 ●ホースなど長いものは50cm未満に 切り束ねてください。
	火曜日	塩生・高谷・塩生ヶ原		
	水曜日	荘内地区全域		
	木曜日	中郷・的場・蟻の首・マリンガーデン		
	金曜日	神田下・神田上		
毎月 第2	月曜日	香田東・香田西・電波	缶 類	●中身を使い切って、軽くすすいで水を切ってください。 ●スプレー缶などは、必ず使い切って穴を開けてください。
	火曜日	田井・浜田・西野団地・松本・新浜		
	水曜日	松崎地区全域・粟島地区全域		
	木曜日	新的場・雇用促進・宮の下		
	金曜日	本村中・本村上・天満		
毎月 第3	月曜日	池尻・桃山・須田東・須田西	びん 類	●キャップは、はずしてください。 ●中身を使い切って、軽くすすいで水を切ってください。 ●化粧品・油類のびん、耐熱ガラス製のもの、食器類、 窓ガラス、陶器類は「燃やせないごみ」として出してください。
	火曜日	塩生・高谷・塩生ヶ原		
	水曜日	荘内地区全域		
	木曜日	中郷・的場・蟻の首・マリンガーデン		
	金曜日	神田下・神田上		
毎月 第4	月曜日	香田東・香田西・電波	ペットボトル	●キャップとラベルは、必ずして軽くすすいで水を切ってください。 ●キャップとラベルは「プラスチック製容器包装」として出してください。
	火曜日	田井・浜田・西野団地・松本・新浜		
	水曜日	松崎地区全域・粟島地区全域		
	木曜日	新的場・雇用促進・宮の下		
	金曜日	本村中・本村上・天満		
年2回 (別途周知)	全 域	金属ごみ 有害ごみ	●なべ・やかんなどの家庭用金属製品 ●乾電池 ●蛍光灯・電球 ●水銀体温計・水銀温度計 ●使い捨てライター	●蛍光灯・電球は割らずに出してください。(割れたものは、 透明または半透明の袋に入れて出してください。) ●使い捨てライターは、使い切って出してください。 ●品目ごとに分けてキャリーに入れてください。

持込場所 (詫間庁舎裏倉庫内)

回収日時	品 目
毎月 第2・4 日曜日	金属ごみ
	乾電池
	蛍光灯・電球
	水銀体温計・水銀温度計
	使い捨てライター
7・12月 第4日曜日	天ぷら油(廃食用油)
	新聞・雑誌・段ボール・紙パック、布類

○有害ごみ・天ぷら油(廃食用油)は、開庁時には支所でも受け入れています。

粗大ごみ

対 象 物	最長の辺が50cm以上のもの
処分手数料	10kgにつき200円 (一部追加料金が必要なものがあります)
持 込 先	(有)詫間清掃 (☎83-2419)
持 込 期 間	毎月11日～20日(10日間)
時 間	午前9時～午後4時(日曜のみ正午まで)

収集できないごみ

事 業 系 ご み	商店・農業など事業活動に伴って発生したごみ
危険・有害物など 処 理 困 難 物	タイヤ、バッテリー、消火器、薬品類
建 築 廃 材・ 建 築 資 材	タイル、コンクリート、ブロック、瓦など
家電リサイクル 法 対 象 品 目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン
家庭用パソコン	メーカーに回収を申し込んでください。

○詳しくは「ごみの分別の手引き」をご覧ください。

使用済小型家電

支所内にある回収ボックス(投入口サイズ
25cm×15cm)で開庁時間に回収しています。

※回収ボックスは小型家電リサイクルのマーク
小型家電 が目印です

リサイクル活動

資源回収に協力しましょう!